

指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和5年度		
施設名	秋田県環境保全センター	設置年	昭和 51 年
所在地	大仙市協和上淀川字雨池沢45		
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社		
県所管課	環境整備 課	廃棄物対策	チーム

1 施設の概要

設置目的	県内の中小企業等から排出される産業廃棄物の処理を公共の立場から補完し、安全で信頼のおける施設として、産業廃棄物を適正に処理し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。					
県の施策上の施設の位置付け	<p>新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における施設の位置付け・目標</p> <p>新秋田元気創造プラン第5章/基本政策3「自然環境」/目指す姿1「良好な環境の保全」/施策の方向性①「大気、水、土壌等の環境保全対策の推進」において、当センターにおける安定的な産業廃棄物処理の実施が位置付けられている。</p> <p>新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための取組として施設に求められているもの</p> <p>当センターにおける安定的な産業廃棄物処理の実施の継続。</p>					
施設の面積	690,000㎡					
主な設置施設	A・B・C区・D区Ⅰ期処分場(埋立終了)、D区Ⅱ期1区処分場(稼働中)、浸出水処理施設、管理棟					
指定管理業務の内容	料金制	無(指定管理料制)				
	料金設定	秋田県環境保全センター条例別表の規定のとおり				
	サウンディング実施対象施設※	○				
	指定期間	R3.4.1		～	R8.3.31	
	営業期間・時間	平日8:30～12:00/13:00～16:00				
		<ul style="list-style-type: none"> ・当センター処分場への産業廃棄物の搬入の管理 ・当センター処分場への産業廃棄物の埋立の管理 ・当センター処分場に係る浸出水処理施設の管理 				
自主事業の内容	該当無し。					
直近3年の年間利用者数等	R3	57,284 t	R4	65,794 t	R5	59,585 t
直近3年の年間利用収入	R3	1,136,147 千円	R4	1,211,274 千円	R5	1,107,576 千円
直近5年の収支決算(単位:千円)	R元	R2	R3	R4	R5	
収入計	268,941	299,866	303,666	326,207	359,104	
利用料金収入						
指定管理料	268,941	299,866	303,666	326,207	359,104	
その他収入						
支出計	245,914	287,091	308,260	314,725	357,182	
人件費	64,615	72,254	84,552	70,464	82,529	
光熱水費	32,876	32,961	37,224	51,092	56,190	
修繕費	12,225	13,314	13,398	15,550	24,127	
外部委託費	23,087	28,827	29,138	28,071	25,954	
その他経費	113,111	139,735	143,948	149,548	168,383	
差引	23,028	12,774	▲ 4,594	11,482	1,922	

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の3年前にサウンディング(官民対話)を実施する。

2 観点ごとの評価

<観点 I> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

【ポイント】

施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

○指定期間における運営方針・施設の利用目標

(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)

○目標の設定(毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標)

令和5年度の目標	目標搬入量 37,000t
----------	---------------

○指定管理者による実績報告

令和5年度の実績	実績	59,585	達成率	161.0%
	具体的な取組とその効果	令和5年度は、建設工事に係る無機汚泥の搬入がほぼ無くなったことなどに伴い、昨年度比で減とはなったが、目標搬入量37,000tに対して実績59,585tであり、目標を上回っている。		
直近3年の実績	年度	R2年度	R3年度	R4年度
	目標	31,967	42,000	37,000
	実績	62,195	57,284	65,794
	達成率	194.6%	136.4%	177.8%
令和6年度の目標(設定根拠)	目標	目標搬入量 41,000t		
	設定根拠	資源の有効活用など循環型社会の形成のための取り組みが行われており、廃棄物の減量化・リサイクル率の向上により、廃棄物の搬入量は減少傾向となることが想定されるが、近年の実績を踏まえて目標設定をしている。		

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

<観点 I> の評価

	評価者	評価	コメント
評価権	指定管理者	A	昨年度比では搬入量・利用収入とも実績減とはなったが、目標は達成することができている。(搬入量：161%、収入：161.6%) 受入基準不適合廃棄物の搬入に対する是正措置についても、受付窓口での案内や処分場における指導などの取組みにより、令和2年度：135件、令和3年度：67件、令和4年度：62件、令和5年度：70件と、概ね減少傾向となっている。 10月13日に県による展開検査を実施し、搬入廃棄物の受入基準への適合・不適合の確認及び指導を行った。
	県(所管課)	A	外部環境が変化した中でも目標を大きく上回っている。目標を超える水準の搬入量の確保は利用収入の確保に直結し、当センターの維持管理財源確保の観点からは評価できる。 受入基準不適合搬入案件が概ね減少傾向にあることは、高く評価できる。

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。
また、施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)

B: A及びC以外

C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

＜観点Ⅱ＞ 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度 令和5年度 の実績	実績	86.1%		
	具体的な 取組と その効果	今後の環境保全センター管理運営の改善に資することを目的として、施設利用者を対象として、12月の一か月間アンケート調査を実施した。回答を集計した結果、施設利用者の満足度は86.1%だった。		
利用者満足度 の状況 (直近3年)	R2年度		R3年度	R4年度
	—		89.8%	86.9%

＜観点Ⅱ＞の評価

評価者	評価	コメント
県 (所管課)	A	アンケート調査結果の満足度は86.1%で、高い水準を維持している。施設利用者からの要望に対しても、人員面・予算面等の現実的な制約を受けつつも可能な範囲で積極的に対応しており、評価できる。

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A:満足度80%以上 B:A及びC以外 C:満足度60%未満

＜観点Ⅲ＞ 効率性の向上等に関する取組

(1)経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	経費の 低減実績	世界的なインフレの継続により燃料費・光熱費・資材価格・労務費等が高騰する中で、豪雨や長雨により処理水量が増加するなど、主に外部要因の影響により経費は増の結果となった。ただし、そのような状況においても常にコスト意識を持ち、下記の取組みを実施している。
	具体的な 取組と その効果	・業務に影響のない範囲で照明の間引き点灯を実施したほか、昼休みに事務室の照明を消灯するなど、節電に努めた。 ・施設・設備の経常のメンテナンスや小破修繕、施設周辺の除草や樹木の剪定、除雪作業等を積極的に直営で実施したほか、ドローンを活用して施設の調査等を直営で行った。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

(2)収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	収入の 増加実績	—
	具体的な 取組と その効果	—

＜観点Ⅲ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価権	指定管理者	C	インフレや降水量の増加等の困難な外部環境の中にあっても、直営でやれることは積極的に直営で行うなど、常にコスト意識を持った取組みを心がけている。
	県 (所管課)	C	直接経費の実績は、残念ながら19.1%増となった。これは、主にインフレの継続や降水量の増加といった外部要因の影響が極めて大きい。また、老朽化の進行による施設・設備の補修・修繕必要箇所が増加など困難な要因が多く、諸般の事情に鑑みるとやむを得ない事態と評価する。

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上改善

B: A、C以外

C: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上悪化

＜観点Ⅳ＞ 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	<p>指定管理者として廃棄物処理法を遵守し、日々の管理運営に努めている。社員の資格取得の推進や各種研修を受講するなど、指定管理者として、安全安心な管理運営と能力向上に努めている。</p> <p>《管理運営体制の状況》 日頃からの安全管理と適正な廃棄物処理に努めるとともに、直営作業や設備機器類の効率的な運転など経費の削減、ドローンを活用した管理敷地等の調査・撮影など、施設管理の効率化や迅速化にも取り組んだ。また、社員の資格の取得や各種研修会の参加を推奨し、社員のスキルアップを図った。 増水時対応訓練、消防放水訓練、停電時対応訓練を実施したほか、資格取得等各種研修を19回、延べ35名が受講した。 更にD区処分場ビオトープの水質分析（BOD・COD調査）など、環境に配慮した取組みを実施した。</p> <p>《サービス向上に向けた取組の実施状況》 施設見学の受け入れ（98件）や施設周辺のクリーンアップ（9回）を実施したほか、ホームページにおいて、管理状況の情報提供及びアンケート調査の結果を公表した。また、秋田駅前のアゴラ広場で開催された「あきたエコフェス」に参加し、環境保全センターの業務について紹介した。</p>
--------------	--

＜観点Ⅳ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価権	指定管理者	A	環境保全センターの管理運営等、指定管理業務は適正に行っている。
	県 (所管課)	A	当センターの管理運営の適正な実施については、体制の充実・サービスの向上いずれについても積極的な取組みがなされている。今後も、継続的に取組むことを期待する。

【評価基準】 A: 順調(改善なし)、B: 概ね順調(重大な問題点なし)、C: 改善が必要(重大な問題点あり)
県(所管課)の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

○県の施策の達成状況(施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等)
現稼働区画の年間処理実績目標値(37,000t)に対して、直近5年度処理実績平均値が61,201t(165.4%)、直近3年度処理実績平均値が60,888t(164.6%)となっている。県内産業廃棄物の適正処理に欠くことのできない施設であり、公共関与産業廃棄物最終処分場として、県内産業廃棄物の適正処理、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に大きく寄与している。
○施設運営の課題
<ul style="list-style-type: none">・D区Ⅱ期2区処分場の早期整備・浸出水処理施設の老朽化に伴う早期更新
○今後の方向性(県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等)
・R7～8年度頃を目途に、D区Ⅱ期2区処分場の整備事業に着手する。また、同事業との整合性を図りつつ、新浸出水処理施設の整備事業にも着手する。

【外部有識者委員会による評価(提言):令和5年度実施】

※今年度評価対象施設は、外部有識者委員会終了後、行政経営課が記載の上公表する。

評価(提言)
○施設の管理運営状況について(<観点Ⅰ>～<観点Ⅳ>に対するコメントを記載)
<ul style="list-style-type: none">・搬入量について、毎年目標を達成しており、評価できる。・コスト意識をもって健全経営を目指していることが把握でき、評価できる。・ドローンを活用した管理敷地状況等の調査や撮影等の新たな取り組みも実施しており、評価できる。
○県の施策達成に向けた施設運営について (県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)
<ul style="list-style-type: none">・県内産業廃棄物の適正処理に欠くことのできない施設であると考えられるため、R7～8年度頃を目途とした「D区Ⅱ期2区処分場及び新浸出水処理施設の整備事業着手」は実行していただきたい。・県内生活環境の保全及び公衆衛生の向上に大きく寄与している施設であることから、今後も循環型社会の推進、SDGs推進との連携を図っていただきたい。

【外部有識者委員会による評価(提言)を踏まえた今後の対応方針:令和5年度策定】

今後の対応方針
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)
<ul style="list-style-type: none">・今後も安全管理と適正な廃棄物処理に努めるとともに、次期区画整備事業においても、県所管課と連携を密にしながら、協力体制の構築を図っていきたくと考えております。・秋田県総合公社として、スポーツ・文化及び環境保全施設の管理運営と自主事業等の展開による経営を通じて、「持続可能な開発目標(SDGs)」達成のための取り組みとして行動計画を策定しているほか、「秋田県版健康経営優良法人」にも認定されております。 こうした取り組みを引き続き推進してまいります。
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)
<ul style="list-style-type: none">・当センターへの産業廃棄物の搬入量や品目を注視し、現稼働区画の埋立状況に応じて時機を逸することが無いように、次期D区Ⅱ期2区処分場の円滑な整備に着手する。・県設置の公共関与産業廃棄物最終処分場として、適切に受入基準を設定・運用し、事業者に産業廃棄物の適切な分別管理を指導する等の活動を継続することにより、循環型社会の形成及び持続可能な社会の形成との連携を図る。

【今後の対応方針の進捗状況について】

※今後の対応方針策定済みの施設について、策定翌年度の評価対象年度から記載

今後の対応方針の進捗状況	
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載)	
—	
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載)	
—	